

新旧対照表

【条約等基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 106 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 1 章 二国間条約	第 1 章 二国間条約
1 - 1 通商関係条約 我が国との間に締結されている通商航海関係を規律した二国間条約又は協定（新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定（後記 3 - 1）経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（後記 3 - 2）経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定（後記 3 - 3）戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定（後記 3 - 4）、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定（後記 3 - 5）経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（後記 3 - 6）経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定（後記 3 - 7）包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定（後記 3 - 8）経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（後記 3 - 9）日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定（後記 3 - 10）及び経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定（後記 3 - 11）を除く。以下本項において「条約」という。）で関税関係条項を含むものは、別紙 1 のとおりであるが、これらの条項に基づく関税率の適用については、次による。なお、関税率以外の関税関係条項の実施に当たっては、国内法令どおり取り扱って差し支えない。 イ （省略） ロ 条約の相手国のうちベラルーシ、カザフスタン、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン、<u>アゼルバイジャン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、セルビア、モンテネグロ及びコソボ</u>については、条約中の関税に関する最恵国条項に基づいてガット税率と同一の税率を適用することとなるので、関税法基本通達 3 - 3（協定税率を適用する国）に従って処理する。 （省略）	1 - 1 通商関係条約 我が国との間に締結されている通商航海関係を規律した二国間条約又は協定（新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定（後記 3 - 1）経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（後記 3 - 2）経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定（後記 3 - 3）戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定（後記 3 - 4）、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定（後記 3 - 5）経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（後記 3 - 6）経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定（後記 3 - 7）包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定（後記 3 - 8）経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（後記 3 - 9）日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定（後記 3 - 10）及び経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定（後記 3 - 11）を除く。以下本項において「条約」という。）で関税関係条項を含むものは、別紙 1 のとおりであるが、これらの条項に基づく関税率の適用については、次による。なお、関税率以外の関税関係条項の実施に当たっては、国内法令どおり取り扱って差し支えない。 イ （同左） ロ 条約の相手国のうちアルメニア、ベラルーシ、マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国、カザフスタン、キルギス、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン、<u>ウクライナ、ウズベキスタン及びユーゴスラヴィア連邦共和国</u>については、条約中の関税に関する最恵国条項に基づいてガット税率と同一の税率を適用することとなるので、関税法基本通達 3 - 3（協定税率を適用する国）に従って処理する。 （同左）